

京 都 労 働 局
平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日
午後 4 時

担
当

京都労働局労働基準部賃金室
賃金室長 吉田秀樹
賃金指導官 高橋重夫
(電話 075-241-3215)

京都府最低賃金(749円)の発効について

～必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も～

京都府最低賃金が、10月17日から20円上がり、749円で発効します。

京都労働局(局長 小池國光)では、8月23日に京都府最低賃金審議会(会長 渡辺峻 立命館大学名誉教授)から「京都府最低賃金の改正について」答申を受けた後、異議申出の審議手続きを経て、9月17日改正決定を行うとともに、同日付けで官報公示を行い、このたびの発効を周知することとしました。

今年度の改正については、府下の経済状況、生活保護制度との整合性や地域別最低賃金のセーフティーネットとしての位置付け等を総合し、昨年(12円)を上回る引き上げとなりました。

このため、京都労働局では、府下全ての労働基準監督署・公共職業安定所においてその周知広報に努めることはもとより、京都府・京都市及び各市町村には「広報誌」に周知広報の掲載依頼を行い、各商工会議所・商工会、各商工団体・企業組合・協同組合など600を超える団体に対して、その周知広報の協力を依頼しています。

また、労働基準監督署では、一定の周知期間後は、その履行確保に向けた取り組みを強化する予定です。